

## 八戸圏域水道企業団有料広告掲載等に関する基本方針

### 1 趣旨

この方針は、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)の保有する財産を有効に活用するとともに、水道料金以外の収入を得ること等を目的に、広告媒体への広告掲載の取扱い等に関する基本的事項について定める。

### 2 定義

広告媒体とは、企業団の保有する財産、印刷物等のうち、広告の掲載を行うことができるものをいう。

### 3 広告媒体

広告の掲載を行うことができる広告媒体の種類及び広告掲載の取扱い等は、広告媒体ごとに要綱で定めることとし、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

### 4 広告掲載者の資格

広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- (5) その他広告掲載者として適当でないと企業長が認める者

### 5 広告の範囲

次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと企業長が認めるもの

### 6 広告の規格等及び広告収入予定価格

広告の規格及び掲載位置並びに広告収入予定価格等は、広告媒体ごとに定めるものとする。

### 7 広告募集方法

#### (1) 企業団が直接募集する方法

広告媒体に掲載する広告は、企業団広報紙、企業団ホームページ等により企業団が直接広告主を募集するものとし、募集方法は、原則として公募とする。ただし、掲載広告を募集したにもかかわらず、広告の掲載を希望する者の数が募集する掲載広告の数に満たないときに限り、次の順位により、企業等に対し広告掲載の案内をすることができる。

- ① 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- ② 私企業のうち、公共的性格のある企業で、圏域内に事業所等を有するもの
- ③ 前号に規定するもの以外の私企業及び自営業で圏域内に事業所等を有するもの

④ その他広告を掲載する者として適当であると企業長が認めるもの

(2) 広告取扱業者に広告のあっせんをさせる方法

企業団は、企画提案書の提出を受けるなど適切な方法により選定した広告取扱業者に、広告のあっせんをさせることができる。その場合、企業団は、広告取扱業者が広告のあっせんをしていることを企業団広報紙、企業団ホームページ等により周知するものとする。

広告取扱業者は、広告のあっせんを行うときは、広告掲載等を希望する事業者を排除しないことを原則とする。

8 広告掲載の決定等

(1) 企業団が直接広告主を公募した場合

申込者の数が募集する掲載広告の数を超えたときは、原則として抽選により掲載広告を決定する。

(2) 広告取扱業者に広告のあっせんをさせた場合

掲載広告を決定するにあたっては、広告取扱業者が企業団に協議することとする。

9 合議

広告媒体を所管する課長等は、新たに広告媒体を定めるとき、又は広告媒体に掲載する広告を決定するときは、総務課長に合議することとする。

10 広告掲載をした印刷物等の提供を受ける方法

企業団は、2 から 8 までの規定により広告媒体に有料広告を掲載するほか、企画提案書の提出を受けるなど適切な方法により選定した広告取扱業者から、広告を掲載した印刷物等の提供を受けることができる。この場合において、印刷物等に掲載できる広告掲載者、広告の範囲及び広告掲載の決定等については、4、5、8 及び 9 の規定の例による。

附 則

この基本方針は、平成 22 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。